

## EUがSEPの行使に関する中国の制限措置につきWTOにパネル設置を要請

2022年12月7日

JETRO テュッセルト ルフ事務所

欧州連合（EU）は、2022年12月7日、中国との間で進行中の貿易紛争のうち2件について、WTO にパネル設置を要請した旨、プレスリリース等にて公表した。1 つは、2021年12月以降、中国がリトアニアの輸出品およびリトアニアのコンテンツを含む EU の輸出品に対して行っている貿易制限の合法性に関わるものであり、もう一つは、EU のハイテク分野の特許権者（標準必須特許（SEP）の保有者）が EU の裁判所にアクセスして権利を効果的に保護・行使することを、中国が制限していることの適法性に関するものである。後者については、本年2月に EU が自らの地域のハイテク分野を保護するため、中国の措置が TRIPS 協定に矛盾するとして、中国を WTO に提訴していた事案であり（[「欧州連合（EU）、EU のハイテク分野を保護するため中国を WTO に提訴（2022年2月18日）」](#)を参照）、これまで中国と協議していたものである。

特に、後者（SEP）に関する本プレスリリースの概要は、以下の通りである。

- 2020年8月から、中国の裁判所は、ハイテク分野の特許（標準必須特許と呼ばれる）を有する企業が、EU の裁判所を含む中国以外の裁判所でその技術を効果的に保護することを妨げる、「訴訟差止命令」（Anti-suit injunction）として知られる判決を出している。
- これらの「訴訟差止命令」は、ハイテク分野の特許権者（例えば、携帯電話技術を保有する欧州企業）が、ライセンスとなりうる企業（例えば、中国の携帯電話メーカー）との特許ライセンスの条件に関する紛争を解決するために、EU の裁判所に訴える能力を不当に制限するものである。これらの訴訟差止命令に違反した場合、1日あたり最高13万ユーロの罰金が科される。
- 欧州企業は、EU に技術的な優位性をもたらす多くのハイテク分野の特許を保有している。中国の措置は、欧州のハイテク分野の企業から、中国以外の EU 域内やその他の裁判所で特許権を行使し、実施する可能性を事実上奪っている。
- EU の特許権に関して問題がある場合、EU の裁判所が判断すべきである。中国の製造業者は、特許権者に圧力をかけ、欧州の技術に安価にアクセスできるようにするために、こうした訴訟差止命令を要求した。
- EU は、中国の措置が TRIPS 協定と矛盾していると考えている。このような訴訟差止命令を通じて、中国は、自国企業の利益のために一方的にルールを押し付け、知的財産権保護のための WTO の多国間制度に不利益を与えている。
- 本件に関して WTO のパネルを要求することにより、EU は、ハイテク産業がイノベー

ションへの投資を保護するため、その特許権を有効に行使できるようにすることを目指している。

- ・ WTO 紛争処理機関 (DSB) は、2022 年 12 月 20 日に開催される次回会合で EU の要請について審議する予定である<sup>1</sup>。中国は、パネル設置に一度だけ反対することができ、その場合、EU はその要請を継続して、2023 年 1 月 30 日の DSB の会合でパネルが設置されることとなり、パネルの手続きは最長で 1 年半続く可能性がある。

プレスリリースによれば、欧州連合は 2022 年 2 月 18 日に中国との協議を要請し、同協議は 2022 年 4 月 6 日、7 日、12 日に開催されたとしている。他方、上記プレスリリースでは、ヴァルディス・ドンブロウスキス上級副委員長による、中国との関係の重要性に触れつつも、これら 2 つの事例を協議の場で解決するためにかなりの時間を費やしてきたが無駄であった旨、WTO パネルの設置を要請する以外に選択肢はなかった旨の発言を引用していることから、4 月の協議以外にも引き続き協議を行ってきたものの、中国との協議で満足の得られる結果は得られなかったことは明らかである。

SEP に関し、欧州委員会は、中国との協議を要請する 4 日前の 2022 年 2 月 14 日に、パブリック・コンサルテーションを開始しており、今後、2023 年の第二四半期に何らかの方向性を示す予定としている<sup>2</sup>。今回の WTO パネル設置が SEP の方向性を検討するにあたって何らかの影響を与えるものと考えられ、引き続き SEP 関連の動向として注目していきたい。

- － 欧州委員会によるプレスリリース等は、以下参照 －  
(プレスリリース)

[EU requests two WTO panels against China: trade restrictions on Lithuania and high-tech patents](#)

(欧州連合によるパネル設置の要請文書)

[Request for Consultations by the European Union](#)

- － EU による WTO への中国提訴に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

➤ [欧州連合 \(EU\)、EU のハイテク分野を保護するため中国を WTO に提訴 \(2022 年 2 月 18 日\) \(PDF\)](#)

---

<sup>1</sup> 申立国が、パネル (小委員会) の設置を WTO 全加盟国で構成される紛争解決機関 (Dispute Settlement Body: DSB) に対して要請する場合、DSB は、遅くともパネル設置要請が行われた会合の次の会合において、パネルを設置しないことについてコンセンサス (合意) が存在しない限り、パネルの設置の決定を行わなければならない。紛争の当事国は、パネルの判断に不満がある場合には、さらに上級委員会に申立てをすることができる。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/funso/seido.html>

<sup>2</sup>

[https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13109-Intellectual-property-new-framework-for-standard-essential-patents\\_en](https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13109-Intellectual-property-new-framework-for-standard-essential-patents_en)

- － SEPに関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －
- [欧州委員会、標準必須特許（SEP）に関するパブリック・コンサルテーションを開始（2022年2月15日）（PDF）](#)
  - [欧州委員会、標準必須特許（SEP）の新たな枠組みに関するイニシアチブの計画等を公表（2021年7月15日）（PDF）](#)
  - [欧州委員会、標準必須特許（SEP）のライセンス及び評価に関する専門家グループの活動報告書を公表（2021年2月26日）（PDF）](#)
  - [デュッセルドルフ地方裁判所、標準必須特許のライセンス交渉に関する質問を欧州連合司法裁判所に付託（2020年11月27日）（PDF）](#)
  - [欧州委員会、知的財産に関する行動計画を採択・公表（2020年11月25日）（PDF）](#)
  - [英国最高裁判所、英国の標準必須特許（SEP）のグローバルライセンス等に関する2つの事件につき、上告を棄却（2020年8月27日）（PDF）](#)
  - [英国控訴院、標準必須特許（SEP）に係るFRANDライセンス条件をめぐるUnwired Planet v. Huawei事件について控訴を棄却（2018年10月23日）（PDF）](#)
  - [欧州委員会、標準必須特許（SEP）に係る専門家グループの立ち上げを開始（2018年7月9日）（PDF）](#)
  - [欧州委員会、知的財産権保護及びイノベーションの強化に係る対策を公表（標準必須特許（SEP）に係るガイダンスを含む）（2017年11月29日）（PDF）](#)
  - [欧州連合司法裁判所、標準必須特許権侵害の救済をめぐるデュッセルドルフ地方裁判所の付託質問に対して判決（2015年7月17日）（PDF）](#)

(以上)